

## 公益財団法人くまもと地下水財団 ホームページ及び SNS 運用方針

### 1. 総則

本運用方針は、公益財団法人くまもと地下水財団（以下「財団」という。）の公式ホームページ及び以下の公式 SNS（以下「財団公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定めるものです。

#### （1）財団公式ホームページ

<https://kumamotogwf.or.jp/>

#### （2）財団公式 SNS

##### ①Facebook

アカウント名：公益財団法人 くまもと地下水財団

##### ②Instagram

アカウント名：kumamotochikasuzaidan

### 2. 基本方針

財団公式ホームページ及び財団公式 SNS では、熊本地域の清らかで豊富な地下水や財団の情報等をお届けしてまいります。

### 3. 運用方法

#### （1）発信内容

- ①財団公式ホームページの記事に関する情報
- ②熊本地域の地下水に関する情報
- ③地下水に関して熊本地域住民の関心が高いと思われる情報
- ④財団の広報活動において重要と思われる情報
- ⑤その他運用責任者が必要と認める内容

#### （2）他のアカウントのフォロー等

国、政府機関、地方公共団体、公共性の高い機関又は地下水保全活動を行っているアカウントに対して以外は原則として「フォロー」「いいね!」等はしません。

### 4. 免責事項

- （1）財団公式ホームページ及び財団公式 SNS の掲載情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が財団公式ホームページ及び財団公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為については、財団は責任を負うものではありません。
- （2）財団公式ホームページ及び財団公式 SNS に関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、財団公式ホームページ及び財団公式 SNS に関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、財団は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- （3）コメント等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは財団に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、財団に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

(4) 上記のほか、財団公式ホームページ及び財団公式 SNS に関連して生じたいかなる損害についても財団は一切の責任を負いません。

## 5. 知的財産権

- (1) 財団公式ホームページ及び財団公式 SNS に掲載されている、写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は、財団又は正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 財団公式 SNS に対する「いいね!」、「フォロー」、「シェア」等のソーシャルメディアが提供する機能については、自由に使用していただけます。
- (3) ソーシャルメディアが提供する機能以外で二次利用する場合については、出典を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

## 6. 留意事項

- (1) 本運用方針は、事前に告知なく変更する場合があります。
- (2) コメント等には個別の対応は行いません。
- (3) 財団公式ホームページ及び財団公式 SNS の運用に当たって、投稿内容に関係のないコメントや以下の各項に該当すると判断したコメント等は、予告なく全部又は一部を非表示、削除、拒否する場合があります。
  - ①法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
  - ②公序良俗に反するもの
  - ③犯罪行為を助長するもの
  - ④特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
  - ⑤著作権、商標権、肖像権など財団又は第三者の知的所有権を侵害するもの
  - ⑥本人の承諾なく個人情報や特定開示漏えいする等プライバシーを害するもの
  - ⑦広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的としたもの
  - ⑧政治、宗教活動を目的としたもの
  - ⑨記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
  - ⑩人種・思想・信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
  - ⑪他のユーザー、第三者等になりすますもの
  - ⑫財団の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
  - ⑬財団の発信する内容に関係のないもの
  - ⑭同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメント等や似通ったコメント等
  - ⑮その他財団が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 7. 準拠法及び合意管轄

- (1) 本運用方針は、日本国国内法に基づいて解釈されるものとします。
- (2) 本運用方針によるコンテンツの利用及び本運用方針に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、当該紛争に係るコンテンツ又は本運用方針を公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意裁判所とします。